

【論文の概要】

地方公共団体は、議事機関として議会を設置し（憲法93条1項）、長及び議会の議員は住民が直接選挙で選び（同条2項）、財産の管理、事務の処理及び行政を執行する権能を有し、条例を制定することができる（憲法94条）と規定している。

「議事機関」とは、「議決機関」であり、議会と長の権限について分立を図っていることからすれば、当然のことながら議会は長の追認機関ではなく、独立性を持った地方公共団体の意思決定機関である。その対等で自立した二元が互いに牽制し、バランスをとりながら自治体運営を司るのである。

普通地方公共団体の長が、議会が議決する事件を議会に代わって処分することができる要件を地方自治法179条1項に定めてある。

この規定による専決処分が認められているのは次の4つの場合に限られる。

①議会が成立しないとき ②法113条ただし書の場合においてなお議会を開くことができないとき ③議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき ④議会において議決すべき事件を議決しないとき

すなわち、長はどのような場合においても闇雲に「専決処分」ができるわけではない。法が議会と長の権限の分立を図っていることからすれば、長の専決処分制度は極めて特殊で例外的な場合に限定されている。

本論文は、長がなしたこの「専決処分」について、ほぼ同時期に、同じような状況でありながら真逆の判決が下された二つの判例からその違法性、特に裁判所の判断基準について考察していく。

平成21年5月から22年3月にかけて、山梨県忍野村の村長が図書館の工事請負契約など4件を専決処分し、議会の承認を得ずに公金を支出した。これに対して当時の村議らが支出差し止めと公金返還を求めて提訴した事案は、一審では「法179条1項の要件を満たさない違法なもの」として原告の請求を認めたが、控訴審では「議会が議決すべき事件を議決しなかった」として専決処分の有効性を認め、原告の請求を全面棄却する逆転判決が下された。

一方、平成22年10月に千葉県白井市長が議会で否決された北総鉄道に対する補助金の支出を専決処分で行ったことに対して、市長に損害賠償請求の住民訴訟がなされた事案では、「専決処分制度の趣旨を逸脱することが明らかであり、法179条1項の要件を満たさず違法」として一審判決を高裁及び最高裁も支持した。

本論では、はじめに、「専決処分」という長に与えられた特別の権限について、どのような場合にこの特別の権限を行使できるのかを長と議会の関係について学説を交えて説明し、次に、この二つの裁判例を比較した上で、その後の追認議決等によりその瑕疵が治癒されることができるのかなど現状の自治法の問題点について指摘した上で、最後に議会が伯仲した場合にはどうすべきか。法改正も含めた改善策について論及する。